

新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針

に基づく学生の課外活動等方針(令和5年5月10日改訂版)

現在、本学における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた対策について、行動指針の制限レベルは「レベル0・通常」となり、活動の制限はなくなりましたが、課外活動等については、本方針に基づき、引き続き、各自(部活)で感染拡大予防を実施の上、活動してください。

令和5年5月10日
札幌医科大学学生委員会

1 部活動等について

- 課外活動の実施にあたっては、部内の連絡体制を構築し、活動計画書の作成を行い、各顧問の確認及び承認を得た後、団体構成員名簿とともに毎年度初めに学務課へ提出すること。
- 団体として学内外で開催する飲食を伴う懇親会(新人歓迎コンパを含む)を開催する場合は、開催場所や時間等、感染拡大防止に配慮し実施すること。
- 保健医療学部の臨床実習中の学生は、学科や実習先の判断により、実習前も課外活動を制限する場合がありますため、各学科の指示に従うこと。

2 体育館の利用について

- 利用時間は、8時から21時までとする。片付けなどを含め21時30分までに退館すること。
- 利用者は、入館者名簿に学籍番号と氏名を記載すること。
- 次の事項に該当する者は、利用しないこと。
 - ① 発熱などの一般的な感冒症状がある者、体調不良の者
 - ② 発熱などの一般的な感冒症状発症から10日を経過していない場合
- 利用にあたっては、次の事項を遵守すること。
 - ① 十分に換気を行うこと。
 - ② 衛生環境を保つため、競技フロア利用後は、必ずモップ等で清掃を行うこと。
 - ③ 食事は禁止する。
 - ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われている者がいる場合は、基本的対策を徹底し、不織布マスクを着用すること。
 - ⑤ 3つの密が重なる行動はしない。
 - ⑥ トレーニングルームの運動機器使用後は、清掃を行い常に清潔に保つこと。
 - ⑦ 更衣室、トイレ及びシャワー室は、混雑状況を見ながら密にならないよう配慮し合って利用すること。

3 交流会館(サークル棟)の利用について

- 利用時間は、8時から21時までとする。片付けを含め21時30分までに退館すること。
- 利用者は、入館者名簿に学籍番号と氏名を記載すること。
- 次の事項に該当する者は、利用しないこと。
 - ① 発熱などの一般的な感冒症状がある者、体調不良の者
 - ② 発熱などの一般的な感冒症状発症から10日を経過していない場合
- 利用にあたっては、次の事項を遵守すること。
 - ① 十分に換気を行うこと。
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われている者がいる場合は、基本的対策を徹底し、不織布マスクを着用すること。
 - ③ 3つの密が重なる行動はしない。

4 他医療機関等における実習、病院見学について

- 感染予防対策をした上で相手先の医療機関等の指示に従うこと。
- 詳細については、各学部の指示に従うこと。

5 その他

- 本方針の取扱いは、本学が定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルが適用される期間に応じるものとする。
- 各活動項目における方針は、今後の状況に応じて適宜見直すこととする。
- 体調管理を徹底するとともに、体調不良時は大学のルールに従い直ちに報告すること。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルの変更や部内での感染状況等により、一定期間、学内の課外活動等を休止させることがある。